

○南房総市木造住宅防災ベッド設置事業費補助金交付要綱

令和6年5月28日

告示第149号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的として、防災ベッドを設置する者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することについて、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ベッド 地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的に、原則として住宅内の1階部分に耐震性の高い空間を確保するもので、公的機関等により安全性の評価を受けたベッドであって、地方公共団体における補助制度を用いた実績があるものとする。
- (2) 木造住宅 南房総市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成19年南房総市告示第37号。以下「耐震診断要綱」という。）第3条各号（第2号及び第6号を除く。）に掲げる要件のいずれにも該当する木造住宅をいう。

(補助対象となる木造住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、耐震診断要綱に基づく耐震診断を行った結果、上部構造の総合評点が1.0未満である木造住宅とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、防災ベッドを設置しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（一の木造住宅を所有する者が2人以上いる場合にあつては、その者らが代表者として選任した者に限る。）とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

- (3) 南房総市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（令和3年南房総市告示第39号）に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 補助金の交付申請時において、申請者及び同居している者に市税等の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防災ベッドの購入に要する本体費用とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、15万円を上限とする。

（補助の制限）

第7条 補助金の交付対象となる防災ベッドの台数は、補助対象住宅1戸につき1台とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅防災ベッド設置事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象者及び同居している者の住民票の写し
- (2) 木造住宅が補助対象者の所有であることを証する書類
- (3) 耐震診断要綱第9条第2号に規定する木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し
- (4) 防災ベッドの設置位置を示した平面図
- (5) 防災ベッドの設置に要する経費の内訳が確認できる見積書の写し
- (6) 防災ベッドの仕様書等
- (7) 市税等納付状況等調査同意書
- (8) 防災ベッド設置工事について、木造住宅の所有者全員の同意書及び印鑑登録証明書（所有者が2人以上いる場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、木造住宅防災ベッド設置事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付の決定をしたときは、木造住宅防災ベッド設置事業費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(事業の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、木造住宅防災ベッド設置事業変更承認申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該変更に係る事業の着手前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 第8条各号に掲げる添付書類のうち、変更に係る書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前条の決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を承認したときは、木造住宅防災ベッド設置事業変更承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

3 交付決定者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ木造住宅防災ベッド設置事業廃止届（別記第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、木造住宅防災ベッド設置事業費実績報告書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 防災ベッドの設置に係る契約書の写し
- (2) 防災ベッドの設置に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (3) 施工前及び施工後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(交付の請求)

第12条 規則第14条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条の規定による補助金等交付請求書に口座振替依頼

書及び禁止事項に係る誓約書（別記第8号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

（代理受領）

第13条 補助対象者は、補助金の受領を、当該補助事業を施行した事業者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 前項の代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第11条第1項第2号に規定する書類に代えて補助事業に要した事業費に係る請求書の写し、当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び代理受領に係る委任状を実績報告書に添付しなければならない。

（立入調査）

第14条 市長は、防災ベッドの設置状況を確認するため、交付決定者の承諾を得た上で、補助金の交付に係る木造住宅に立ち入って調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査の結果、設置状況が交付の決定と異なると認めるときは、交付決定者に対し、第10条の規定による変更の手続きを求めることができる。

（決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、木造住宅防災ベッド設置事業費補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、木造住宅防災ベッド設置事業費補助金返還命令書（別記第10号様式）により、当該取消しに係る交付決定者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（交付決定者の責務）

第17条 交付決定者は、この告示に基づく補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者は、補助金を受領した日から起算して10年を経過する日まで、補助に係る防災ベッドについて解体し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、その他処分をしてはならない。ただし、市長が交付決定者の事情等を勘案し、やむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。